

議案第 4 2 号

朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和 8 年朝霞市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の改正規定を次のように改める。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号及び第 5 号を削り、同条第 6 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

附則第 2 項中「改正前の第 2 条第 4 号及び第 5 号」を「改正前の第 2 条第 2 号、第 4 号及び第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

朝霞市長 松下 昌代